

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例				
条 例 番 号	平成 25 年神奈川県条例第 96 号	法 規 集	第 10 編第 4 章		
所 管 室 課	エネルギー課				
条 例 の 概 要	再生可能エネルギーの導入等の促進について、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、再生可能エネルギーの導入等の促進について、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の基本となる事項について定めたものであり、引き続き再生可能エネルギーの導入等の促進を図る必要があることから、現在においても必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例第7条第1項に基づき、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「かながわスマートエネルギー計画」を策定している。当該計画により、県民及び事業者等による導入の促進が図られていることから、有効に機能している。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例第7条第1項に基づき「かながわスマートエネルギー計画」を定め、かながわスマートエネルギー計画検討会や広く県民等から意見を聴くなど必要な措置を講じた上で計画的に推進している。 また、当該計画に沿った施策の実施結果について、かながわスマートエネルギー計画検討会の助言を受けるなど検証しており、効率的に推進している。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」の主要施策「1 政策分野別の体系」中の「I エネルギー・環境」の施策体系に位置付けられていることから、基本方針に適合している。			かながわグランドデザイン実施計画 主要施策・計画推進編 I エネルギー・環境
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	本条例は、県経済の発展及び県民の生活の安定に寄与することを目的として、県、事業者及び県民の努力義務などを定めたものであることから、憲法、法令に抵触するものではない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				